

令和8年度 蘭越保育所・昆布保育所 入所申込受付のご案内

令和8年4月からの蘭越保育所・昆布保育所の入所児童の募集を次のとおり行いますので、入所を希望される方は下記募集要領を参照の上、お申し込みください。

なお、入所申込書等の必要書類は、町HPからダウンロードできる他、住民福祉課子ども支援係及び各保育所窓口にて用意しています。

募 集 期 間

令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月28日（金）まで

申込窓口は、蘭越町役場1階 住民福祉課子ども支援係です。（電話：0136-55-6436）

募 集 要 領

	蘭越保育所（蘭越町250番地3）	昆布保育所（昆布町26番地）
	蘭越町に在住する生後6か月以上の未就学児（令和2年4月2日～令和7年10月1日生まれ）で保育を必要とする児童	<u>通常保育</u>：令和8年4月1日現在で満2歳以上の未就学児（令和2年4月2日～令和6年4月1日生まれ） （保育を必要とする児童） <u>短時間保育</u>：令和8年4月1日現在で満3歳以上の未就学児 （保育を必要とする児童以外）
入所資格	保育を必要とする児童とは、保護者等が次の保育の必要性の事由を満たす場合です。 ① 就労（月48時間以上） ② 妊娠、出産（産前産後8週程度） ③ 疾病、障害 ④ 同居または長期入院している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ※育児休業後に復職予定であり、家庭において保育できない理由がある場合 ⑨ その他、上記に類する状態として町長が認める場合 ※入所の可否については、利用調整委員会において保育所入所基準により審査いたします。<u>入所基準に該当しない場合や、定員超過などの理由により入所が承諾されない場合があります。</u>	



	蘭越保育所（蘭越町２５０番地３）	昆布保育所（昆布町２６番地）
必要書類	支給認定申請書 兼 入所申込書	
必要添付書類	就 労…就労証明書 妊娠・出産…母子手帳等の写し 疾病・障害…診断書等 介護・看護…介護・看護申立書 求 職 活 動…求職申立書 就 学…在学証明書	蘭越保育所と同一 ※ただし、短時間保育を希望する場合は、添付書類は必要ありません。
保育時間	午前７時５０分から最長午後６時まで ※ただし保育の必要性に応じて、保育利用可能時間は変動します。 ◆土曜保育：午前７時５０分から最長午後６時まで ◆休日：日曜・祝日、年末年始(12/31～1/5)	通 常 保 育：午前７時５０分から最長午後５時４５分まで 短時間保育：午前８時～午後１時まで ※午後５時４５分までの延長保育あり ◆土曜保育は蘭越保育所での保育となります。（午前７時５０分から最長午後６時まで） ◆休日：日曜・祝日、年末年始(12/31～1/5)
保育料	月額上限 ６０，０００円 前年度所得・家族構成により決定します。 ※４月１日の時点で３歳以上の児童、２歳以下で非課税世帯の児童は保育料無償化の対象となり保育料の徴収はいたしません。（２歳以下で保育料がかかる世帯は、児童順位に応じて減免制度があります） ※その他行事費、３歳以上の児童は給食費がかかります。（給食費については、所得に応じて免除又は半額補助があります）	月額上限 ２５，３００円 前年度所得・家族構成により決定します。 ※４月１日の時点で３歳以上の児童、２歳以下で非課税世帯の児童は保育料無償化の対象となり保育料の徴収はいたしません。（２歳以下で保育料がかかる世帯は、児童順位に応じて減免制度があります） ※その他行事費、給食費がかかります。（給食費については、所得に応じて免除又は半額補助があります）
その他	・ 申込の際、入所理由や就業状況等をお尋ねしますので、<u>必ず保護者の方が申込手續にお越しください。</u>（※０歳児については後日保育所においても面談を行い、お子さんの健康状態等をお尋ねします。） ・ すでに蘭越・昆布保育所へ入所中の児童で、令和８年度も入所を希望する場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定現況届」の提出が必要となります。	

不明な点は、住民福祉課子ども支援係（０１３６－５５－６４３６）までお気軽にお問い合わせください。

